登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成25年7月8日	19037	横尾　俊一	申請抹消

弁理士数　10,156名
（平成25年７月17日現在）
平成 25 年８月５日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成25年７月17日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
７月17日	14960	宇田　新一
７月17日	18510	澤田　昌久

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,872名
（平成25年７月17日現在）
平成 25 年８月５日　　日本弁理士会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年８月８日に告知した同会所属弁護士　正野　　朗（職務上の氏名　正野　嘉人）　会員（登録番号19816）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年７月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年７月12日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成 25 年７月 12 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年８月８日に告知した同会所属弁護士　正野　　朗（職務上の氏名　正野　嘉人）　会員（登録番号19816）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年７月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年７月12日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成 25 年７月 12 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成24年10月２日に告知した同会所属弁護士　山内　良治　会員（登録番号18839）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年７月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年７月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成 25 年７月 16 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成24年10月２日に告知した同会所属弁護士　松本　康之　会員（登録番号22528）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年７月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年７月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成 25 年７月 16 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成24年10月２日に告知した同会所属弁護士　宮本　　剛　会員（登録番号31559）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年７月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年７月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成 25 年７月 16 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　駒場　　豊
　登録番号　15852
　事 務 所　東京都港区赤坂１－９－15
　日本自転車会館２号館７階
　弁護士法人フォーリーフ法律事務所
3　処分の内容　業務停止４月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年７月11日
平成 25 年７月 17 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　鎌田　豊彦
　登録番号　31267
　事 務 所　東京都千代田区五番町５－５
　ＫＤＸ五番町ビル５階
　番町総合法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年７月11日
平成 25 年７月 17 日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 25 年８月５日　　福島県教育委員会
1　失効した免許状
　氏名　芳賀　竜治
　本籍地　福島県
　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
　⑴　小学校教諭一種免許状
　　平10小１種第1111号
　　平成11年３月31日、埼玉県教育委員会
　⑵　中学校教諭一種免許状（数学）
　　平10中１種第1783号
　　平成11年３月31日、埼玉県教育委員会
　⑶　高等学校教諭一種免許状（数学）
　　平10高１種第1776号
　　平成11年３月31日、埼玉県教育委員会
2　失効年月日　平成25年７月17日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～70歳代の男性、身長165㎝、中肉、眼鏡着用、頭髪黒で白髪混じり、頭頂部禿げ、着衣は灰色長袖作業着、灰色長袖ワイシャツ、白色半袖肌着、カーキ色ズボン、黒色トランクス、黒色靴下、黒色運動靴、所持金品は、黒色金属製フレームの眼鏡、白色ビニール傘、鍵、ライター、現金352円

上記の者は、平成25年６月14日午前５時45分頃、栃木市藤岡町内野無番地野渡橋西方約400m地点遊歩道路肩で、縊死しているところを発見されたものであり、同日午前４時頃死亡と推定されます。

遺体は獨協医科大学病院に安置していますので、お心当たりの方は、本市保健福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成 25 年８月５日
栃木県　　栃木市長　鈴木　俊美

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢（20～40歳代）、身長176センチメートル以上、頭蓋骨及び大腿骨等34点の成人男性白骨死体

上記の者は、平成25年４月15日午前10時55分神戸市中央区葺合町字山郡１－１　櫻茶屋南西約120m先山中の沢において発見。

遺体は身元不明のため、当区役所で火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は当区役所健康福祉課まで申し出てください。

平成 25 年８月５日
兵庫県　　神戸市中央区長　佐藤　一郎